

## 第5 建築物の屋上に設けるビアガーデン等

建築物の屋上で開設されるビアガーデン、展示販売等に対しては、次の事項を指導するものとする。

- 1 消防用設備等は次により設置すること。
  - (1) 消火器を厨房に1個以上及びその他の部分については歩行距離20m以内に1個以上設置する。
  - (2) 誘導標識（蓄光型）を避難上有効に設置する。ただし、誘導灯が有効に設置されている場合はこの限りでない。
  - (3) 拡声器を従業員の常時いる場所に設置する。ただし、警報設備が有効に設置されている場合はこの限りでない。
- 2 イス、テーブル及び売場等の配置にあつては、条例第45条及び第46条の規定を遵守し、当該屋上の避難障害とならないものであること。
- 3 日除け等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防災性能を有する材料又はこれと同等以上の防災性能を有するものであること。
- 4 建基政令第126条又は条例第46条の2の規定に基づき屋上広場が義務付けられている場合は、有効に屋上広場を確保すること。
- 5 次に掲げる届出書を、ビアガーデン等を開設する5日前までに2部提出させること。
  - (1) ビアガーデン等開設届出書（別記様式1 ※省略）
  - (2) 避難等計画書（別記様式2 ※省略）※ 参考例として示したものであり、防火対象物の実態に応じて当該計画書の内容を変更して指導しても差しつかえない。